
山形県公共事業等景観形成指針

平成 1 1 年 3 月

山 形 県

はじめに

—豊かな県土景観の形成に向けて—

「県土景観ガイドプラン」及び本指針は、「豊かな県土景観を形成する」ことを目的として策定している。言い替えれば、読み物や冊子として優れたものを策定しようとしたものではなく、本指針を活用して実施された公共事業等が良好な県土景観の形成に資することを目的としており、実際の事業の流れを重視しつつ、個々の場面において効果的に活用されることを想定しながら策定したものである。

つまり、豊かな県土景観を形成していくためには、本指針を机上で読むだけでなく、事業実施の際に、本指針を参照しながら、「県土景観ガイドプラン」に示された目標像の実現に向けて、どうすれば豊かな景観を実感できるか、必要とされる工夫は何なのかを考えることが重要なのであり、本指針が様々な公共事業等の現場で大いに活用されることによって、その策定意義が発揮されていくのである。

序編：指針の構成とその役割	1
1. 本指針と「県土景観ガイドプラン」との関係	1
2. 指針の使い方、見方、参照の仕方等についての解説	1
I 編：山形ならではの景観形成に向けて	4
1. 景観の基礎的知識	4
①「視点」と「対象」との関係によって成り立つ景観	4
②所管や行政界、事業を超えて存在する景観	5
2. 公共事業等において考えるべき景観形成の基本	6
①公共事業等におけるデザインの特徴とデザインに求められる要件	6
②景観形成の基本－良い形をつくり、良い関係をつくること	6
3. 山形ならではの景観形成の基本	7
①県土に可能な限り傷をつけない	8
②県土の景観をより印象深く実感できるようにする	9
③安易な名物づくり・装飾をやめる	10
II 編：構想計画段階編	11
《総論》	
[機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]	12
[設計段階へのしわよせを避ける]	13
[既成の枠にとらわれない柔軟な対応を図る]	14
《各論》	
1. 道路	15
2. 河川・水路	16
3. 治山・砂防施設	17
4. 海岸・港湾・漁港	18
5. 公園・緑地	19
6. 大規模な面的整備	20
7. 公共建築物	22
III 編：設計段階編	23
《総論》	
[きれいな図面ではなく、身体感覚的に優れた空間づくりを行う]	23
[デザイン行為を楽しむ]	24
[ものを造った後のことを考える]	24

《各論》

1. 道路	25
(1) 道路付属物	25
(2) 路上施設	28
(3) 道路法面・擁壁	30
(4) 道路植栽	32
(5) 歩行空間	35
(6) トンネル／シェッド	38
2. 橋梁・高架橋	41
3. 河川・水路	44
4. 治山・砂防施設	49
5. 海岸・港湾・漁港	53
6. 公園・緑地	57
7. 大規模な面的整備	61
8. 公共建築物	64
9. 共通施設	68
(1) 法面	68
(2) 擁壁	70
(3) 舗装	73
(4) 駐車場	76
(5) フェンス	79
(6) 標識・サイン類	82
(7) 緑の保全・緑化	85
(8) 雪対策施設	88
IV編：管理段階編	90
[設計意図を十分に汲み取って維持管理を行う]	
[植物の生長に応じた維持管理を行う]	
[生物の生息環境に配慮した維持管理を行う]	
[地域への援助体制を構築する]	

序編：指針の構成とその役割

1. 本指針と「県土景観ガイドプラン」との関係

本指針は、「県土景観ガイドプラン」に記された景観形成の目標像の実現に向けた公共事業サイドの手引きとして、ガイドプランに基づいて策定したものである。

ガイドプランは、県土全体と4地域の景観の目標像を設定し、何が大切な景観であるかを示し、景観形成の基本方針を定めているが、その性格上、個別の公共事業の詳細な景観形成手法にまでは言及していない。

本指針は、ガイドプランに示された目標像の実現を目指して、県が主体となって実施する公共施設の整備や公共事業（以下「公共事業等」と表記）を、どのような観点に立ってどのように構想計画・設計・管理すべきかについて示したものであり、特に県が実施する事業を対象としている。

さらに、本指針によって県が実施する公共事業での景観形成への取組みが、他の公共事業や民間が実施する事業に波及していくことも目的としている。

2. 本指針の用い方、見方、参照の仕方等についての解説

①本指針策定にあたっての基本的考え方

景観は、立地条件や周辺の環境等さまざまな要素が関連しているため、非常に個別性が高い。このため、景観に関する留意事項等について、「この種の施設はこうすべきである」と断定することは困難である。

本指針では、景観形成にあたってのポイント（勘所）についてとりまとめているが、景観の特徴である個別性の高さゆえに、公共事業等を実施する場所の特性によっては、馴染まない場合や、二律背反する場合もある。

こうした本指針の性格を踏まえ、指針内容を手がかりとして、また、参考にしながら、各事業実施の際に各担当者自身が知恵を出すことが必要である。

また、本指針の運用にあたっては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策や、市町村の条例・要綱等に基づく景観形成に関する施策、道路構造令等の各技術基準等に関わる事項との整合性を適切に確保することが必要である。

②本指針策定のねらい

本指針は、担当技術者（行政、計画設計会社）が事業実施にあたって、内部検討、業務指示、成果品チェック等の際に参照、利用することを想定している。

こうした利用想定を踏まえて、本指針の内容は、下記の3点に配慮している。

- 1) 山形県の景観の特性と公共事業が景観に与える影響との関係性がわかること
- 2) 公共事業実施の際にやってはいけないことや留意すべきことがはっきりとわかること
- 3) 事業の段階に応じた取組みがわかること—いつ、どういう観点で何をすべきか

③本指針の構成と見方

本指針は、効果的に活用されるよう、事業の段階に沿って構成されている。従って、構想計画、設計の各段階において、一般的に留意すべき事項を前提としたうえで、各施設毎の指針を展開している。

I 編 山形ならではの景観形成に向けて

- ・景観形成に関して、各事業担当者に必要とされる事項を「1. 景観の基本的知識」、及び、下記の3項目からなる「2. 山形ならではの景観形成に向けての基本事項」について取りまとめている。これらはII～IV編に示される指針内容の基本となる事項である。

- ①県土に可能な限り傷をつけない
- ②県土の景観をより印象深く実感できるようにする
- ③安易な名物づくり・装飾をやめる

II 編 構想計画段階編

- ・《総論》 構想計画段階において施設に関係なくすべての公共事業等に適用される事項を下記の3項目に取りまとめている。
 - [機能を満たす、より良い姿・形・空間の可能性を場所の特性に応じて探る]
 - [設計段階へのしわよせを避ける]
 - [既成の枠にとらわれない柔軟な対応を図る]
- ・《各論》 事業内容や場所等の特性から7施設に分け、《総論》の3項目に基づいて、各施設の景観的特徴に応じて留意すべき事項を示している。
 - 道路、河川・水路、治山・砂防施設、海岸・港湾・漁港、公園・緑地、大規模な面的整備、公共建築物

III 編 設計段階編

- ・《総論》 設計段階において施設に関係なくすべての公共事業等に適用される事項を下記の3項目に取りまとめている。
 - [きれいな図面ではなく、身体感覚的に優れた空間づくりを行う]
 - [デザイン行為を楽しむ]
 - [ものを造った後のことを考える]
- ・《各論》 事業内容や場所等の特性から8つの個別施設と、各事業に共通する施設とに分類し、インデックスに基づいて景観設計上の留意事項を示している。
 - 個別施設／道路、橋梁・高架橋、河川・水路、治山・砂防施設、海岸・港湾・漁港、公園・緑地、大規模な面的整備、公共建築物
 - 共通施設／法面、擁壁、舗装、駐車場、フェンス、標識・サイン類、緑の保全・緑化、雪対策施設
- ・事業整備内容に応じて、個別施設と共通施設とを参照すること。
- ・設計段階での検討のみでは対応できない事項については、計画構想段階編を参照して再検討を行う。

IV編 管理段階編

- ・管理段階において、施設に関係なくすべての公共事業に適用される事項を下記の4項目にまとめて記述している。

[設計意図を十分に汲み取って維持管理を行う]

[植物の生長に応じた維持管理を行う]

[生物の生息環境に配慮した維持管理を行う]

[地域への援助体制を構築する]

参照の仕方

- ・「○」が指針である。
- ・「→」は指針の具体化のためのワンポイントアドバイスであり、景観に配慮した整備や景観形成のアイデアの例示である。

I 編：山形ならではの景観形成に向けて

県土景観は気候や風土によって生まれ、人々が様々な生活の営みの中で培ってきた暮らしぶりの映しであり、歴史や文化の積み重ねによってできたものである。庄内砂丘のクロマツ林や飯豊の散居集落の屋敷林等は、それらを如実に物語っている。

普段の県民生活においては、四季の移り変わりや、水のせせらぎ等、聴覚や嗅覚等の五感によって景観を実感するところは大きい。これらの五感要素は、身の周りの生活環境づくりを行ううえで考えるべき重要な要素であるが、ここでは、人間が対象の形態やスケール、色彩等を認識するうえで最も基本となる視覚現象としての景観が有する特徴を示す。

1. 景観の基礎的知識

①「視点」と「対象」との関係によって成り立つ景観

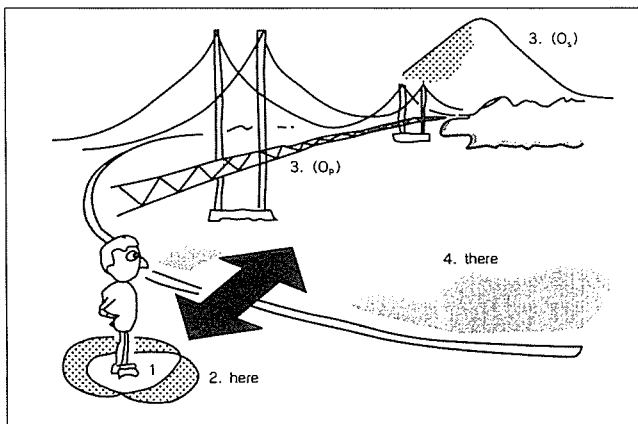
景観は「視点」と「対象」との3次元的位置関係から成り立つ。言い替えれば、「視点（見る）」と「対象（見られる）」とが相対的な関係にあるということである。相対的な関係であるため、橋梁が見られる対象であると同時に周囲を見渡す視点ともなるように、「対象」は「視点」となることもある。また、対象が同一でも、視点の位置や状況が異なると景観も異なる。

月山は山形の代表的なシンボルであり、特徴的な景観資源である。月山（視対象）をある場所から見る（視点）という行為があつて初めて「月山景観」が成立する。また、見る位置が変われば、月山とともに見える周辺の要素も異なり、前面に田園が広がるか、建築物が林立する市街地越しに見えるかで景観は異なったものとなる。

そして、重要な点は、同じ月山の景観であるにも係わらず、月山とともに見える周辺の要素によって我々見る者が受ける印象が大きく異なることである。さらに、田園越しの月山という同じような月山景観を眺めても、公園から眺めるか、路傍の駐車帯から眺めるかといった視点の場の状態によっても見る者が受ける印象は大きく異なる。

したがって、「良好な景観」を体験できるようにするためには、下記の3つの条件が必要となる。

- ①景観の対象が良好であること
- ②対象の前景や背景要素が良好であること
- ③視点場が良好であること



景観構成要素

1. 視点 V
2. 視点場 L_{SH}
3. 主対象 O (主対象O_P、副対象O_S)
4. 対象場 L_{ST}

要素の関係性

1. V-L_{SH}
2. V-O
3. V-L_{ST}
4. L_{SH}-O
5. L_{SH}-L_{ST}
6. O-L_{SH}
7. O_P-O_S

視点：景観を眺める人の位置
 視点場：視点の存在する近傍の空間
 主対象：景観のテーマとなる対象（群）
 対象場：景観の主役となる要素を引き立たせるための背景的部分

景観把握モデル（篠原修による）

②所管や行政界、事業を越えて存在する景観

我々がある風景を眺めるときには、行政区域や事業区分等を意識することはない。したがって、景観形成を図るうえでは、市町村界や事業区分の垣根を越えた取組みが必要となる。

公共事業等を通して良好な景観形成を図るためには、事業対象となる施設を美しく整えることはもちろんのこと、周辺の環境や状況を十分勘案し、対象となる施設と周辺の環境、施設等との良好な関係を構築することが必要である。

また、周辺で計画されている他の公共事業等がある場合には、関係機関や庁内の関連部局との調整を図りながら、連携を深め、互いに協力してひとつの良い景観を形成するように努めることが必要である。

特に、県が実施する公共事業等は比較的大規模なものが多いため、対象となる市町村区域だけでなく、周辺の市町村における景観へも影響を与えることがあることにも留意する必要がある。



紅葉した弓張平公園から月山を望む
(西川町)



開花時期の樹園地越しに月山を望む
(村山地方)



寒河江ダムの水面越しに月山を望む
(西川町)



鳥海山に「山あて」の国道345号
(藤島町)

2. 公共事業等において考えるべき景観形成の基本

①公共事業等におけるデザインの特徴とデザインに求められる要件

デザインの対象としての公共施設の特徴は、以下の2点にある。

- 1) きわめて耐用年数が高い施設であること
- 2) 不特定多数の人が利用する施設や空間であること

ファッションや自家用車のような商品や製品のデザインの場合、消費者個人の好みを反映したものとなるため、はやりすたりがあり、その寿命は短い。また、使う人が気に入らなければ購入せず、買い替えも可能である。

それに対して、公共施設は誰もが利用する施設であり、安易に作り替えや買い替えがきかないものである。

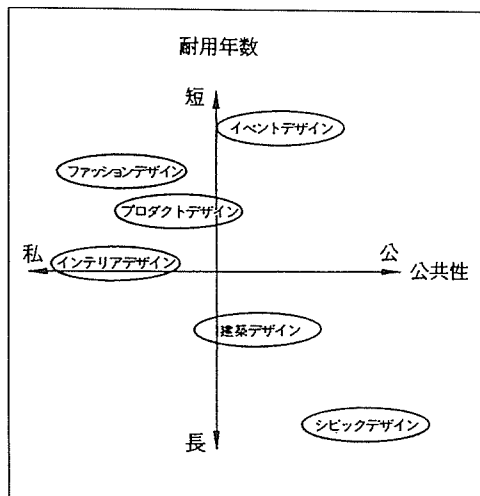
したがって、公共施設のデザインには、日常的に長い時間にわたり、不特定多数の人々に使われて飽きがこないこと、使われることによって愛着が生まれること、長年の風雪に耐えて味わいが深まること、多くの人々に好まれるやや地味なものであること（癖が強すぎないこと）などの要件が求められる。

また、社会基盤を支える大規模な施設であるがゆえに、地域の生態環境、歴史・文化に配慮することが不可欠である。

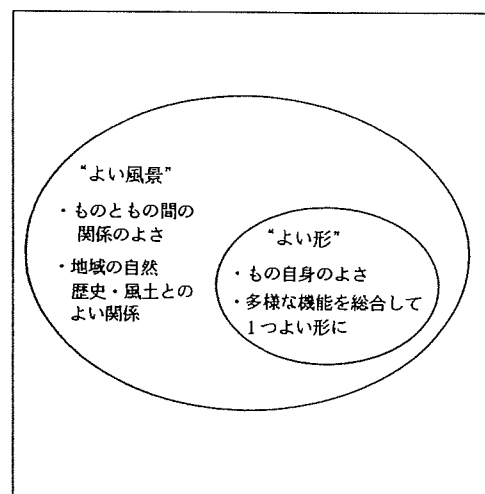
②景観形成の基本—良い形をつくり、良い関係をつくること

景観設計によって「よい風景」をつくることは、「物と物との間の良好な関係」や「物と地域の自然や歴史、風土との良好な関係」等をつくることである。例えば、「橋梁と河川とのデザインのおさまりのよさ」や「屋敷林等が地域景観の特徴となっている場合に、その特徴を活かした住宅地景観を創出する」こと等がそれにあたる。

また、よい風景の前提となる「物」の「よい形」をつくることとは、「物自身のよさ」に加え、「物に求められる多様な機能を総合して一つのよい形」に仕上げることである。例えば、河川の護岸には、構造物としての力学的合理性や生態学的な合理性、親水性などさまざまな機能が求められるが、それを総合化してよい形にまとめあげることが重要なのである。



デザインの寿命と公共性による
各種デザインの位置づけ



景観設計の目的と構成

(篠原修による)

3. 山形ならではの景観形成の基本

「山形県県土景観ガイドプラン」には3つの県土の景観形成の目標像が掲げられている。

目標像①：山河の構造 一月山、鳥海山等の山岳と最上川の映える景観

目標像②：都市と農村の景観秩序 一市街地、田園、樹林地の三重構造の
つくりだす階層性が感じられる景観

※三重構造のつくりだす階層性

- ・市街地、田園、樹林地がそれぞれの持ち味を保つ（市街地であれば住み易さ、用途に応じて重みが異なる品格、閑静さ、賑わい等、田園であれば耕作地特有の開放感、樹林地であれば豊かな緑と静けさ）
- ・市街地と田園、田園と樹林地との境界部を美しく保つ（一方から見て他方が美しく見えるよう配慮する）
- ・市街地、田園、樹林地を貫通する交通路の沿線、沿道を美しく保つ

目標像③：もてなしの作法美 一県の玄関口にふさわしい装いの景観

山形県の景観は、豊かな自然に恵まれていることが大きな特徴である。この豊かな自然を形づくっているのが、月山・鳥海山を代表とする美しい山々であり、県土の大部分を流域とする最上川の流れである。また、これらに加えて、市街地を取り巻く水田や樹園地等の産業景観も、自然の恵み豊かな県土を印象づける要素となっている。

さらに、冬季の雪景色も山形らしさを感じさせる特徴的な景観である。大地に降り積もる雪はそれ自体冬の景観の大きな要素となるばかりでなく、堆雪スペースの整備が必要とされたり、沿道の防雪柵等が美しい山々への眺めを妨げる場合もある。このため、県土の景観形成を考えるうえでは、降雪による様々な景観的影響についても十分に配慮していかなければならない。

上記のガイドプランにおける目標像は、こうした山形県の美しい自然の景観や、人々が普段の営みの中で培ってきた景観を守り育てることに加え、人々が家の玄関を来客をもてなすために美しく掃き清めるのと同様に、県土の玄関口を美しく設えることを加えて、3本の柱としたものである。

本指針では、この3つの目標像が持っている意味を公共事業等における景観形成の観点から捉え直し、以下の3つを山形県の公共事業等推進における景観形成の基本とした。

①県土に可能な限り傷をつけない

②県土の景観をより印象深く実感できるようにする

③安易な名物づくり・装飾をやめる

この景観形成の基本の3項目が意味するところを、以下に解説する。



沿道の緑地帯が広く確保され、広がりのある緑豊かな道路空間となっている。冬季は堆雪スペースとしても利用可能である。（鳥取県）

①県土に可能な限り傷をつけない

公共施設は大規模な施設であることが多いゆえに、その整備にあたっては地域の生態環境、歴史・文化等に配慮することが不可欠である。

「県土に可能な限り傷をつけない」が意味するところは、県土に与える影響を最小限に留めると同時に、より良い状態へと再生することにある。これを景観的観点からみると、地域の佇まいの保全と、景観対象としての眺めの保全の2つに大別できる。

《地域の佇まいの保全》

山形県の景観資源の代表は、「県土景観ガイドプラン」の目標像で取り上げられている月山、鳥海山等の山岳と最上川であるが、この他にも、地域・地区において重要な景観資源は数多く存在する。また、人々の普段の暮らしの中で培われてきた産業景観としての田園や、歴史的な街並み等も重要な県土の景観構成要素である。これらは、特定の場所やその地域が有する、その場ならではの佇まいを感じさせるものである。

公共事業等の実施にあたっては、自然地形や既存樹林、生態環境、あるいは歴史的地物等、地域の特徴的な景観や重要な景観資源が著しく損なわれたり、失われたりすることのないようにすることはもちろんのこと、農村や街並みが有している空間の佇まいが保全されるように配慮することが必要である。

また、やむを得ず手を加えた部分については既存の県土景観の特徴を踏襲し、事業実施後にあたかも従前からあった景観であるかのように、あるいは、さらに良好な景観となるように心掛けることが必要である。

《眺めとしての資源の保全》

景観資源が直接的に改変されなくても、その前面の状態の改変により良好な眺めが損なわれる可能性がある。たとえば、水田を前景とした月山の景観では、水田と月山の間大きな建物が建つと、月山自体は変化しないにも関わらず、その景観の魅力は大きく損なわれることになる。

したがって、景観資源そのものの保全はもとより、背後の山並みへの眺めが阻害される、造成による大規模な法面が出現し、その場所における風景価値が減少する等の大きな景観的影響が生じないよう配慮することが必要である。



林道等の整備は山を削る行為を伴う。発生した法面に積極的な緑化を行い、自然豊かな印象の道路景観を創出している。（県民の森地内）

②県土の景観をより印象深く実感できるようにする

公共施設は、県民はもとより、県外からの来訪者を含めて不特定多数の人々が利用する施設であり、その施設からの眺めは、県土の印象を大きく左右する。

「県土の景観をより印象深く実感できるようにする」が意味するところは、山形県が有している優れた景観資源や佇まいの魅力を引き出し、わかりやすく示すこと、そして効果的に利用することにある。

《事業対象地からの眺めとしての景観資源の取り込み》

豊かな自然や良好な景観資源をより印象深く実感できるようにするためには、それらを意識的に見せる「場」を用意することが必要である。例えば、飯豊の散居集落を見るための展望台を整備したことにより、その風景を良いものとして眺められるようになったのは、その良い例である。

公共事業等の実施にあたっては、地域の主要な景観資源への眺めを取り込む等、事業対象地から印象的な眺めが得られる可能性を考慮することが必要である。

[事業対象地からの眺めにおける配慮事項の例]

- ・ランドマークとなる山岳や建物、樹園地等が印象的に眺められる道路線形の設定や、展望空間の設置・敷地の選定
- ・海、湖沼、河川等の水面が隣接する場所での水際線や水面越しの遠景等が印象的に眺められる展望空間の設置
- ・盆地や平野を縁取る山麓部や丘陵部での、都市や遠方の山並等への良好な眺めが得られる展望空間の設置
- ・海岸部での防風林、飛砂防備林等を活用した印象的な景観効果が得られるような公園や散策路の配置

《特徴的な空間要素の事業対象としての取り込み》

事業対象敷地内に歴史的資源や、特徴的な沢や河川の水辺等が存在する場合には、重要な景観資源となり得ることから、これらの資源の保全を図るとともに、積極的に事業に取り込み、活用を図ることが必要である。

その際に注意すべきことは、歴史的資源や水辺等の対象物のみではなく、対象が存在する空間や、その場が持つ雰囲気も一緒に保全することが重要であるということである。例えば、事業対象地内に保存すべき樹木があった場合、それのみを残すだけでなく、樹木が存在する空間や場の雰囲気とともに残すことにより、その樹木の存在意義や景観的意味を感じることができるのである。

[事業対象として取り込むべき特徴的な空間要素の例]

- ・沢や河川、沼、池等の水辺、河川の合・分流部、中の島等
- ・鎮守の森や古墳、塚等の歴史資源や地域の文化と縁のある場所
- ・微高地や旧河道、後背湿地（谷地）等の特徴的な地形
- ・生物や植物の生息・生育環境

③安易な名物づくり・装飾をやめる

「公共事業等におけるデザインの特徴とデザインに求められる要件」で示したように、飽きられやすくはやりすたりのあるデザインは、謹むべき行為であり、その代表的例が地域の名物を即物的に施設デザインに取り入れる、施設の機能と無関係な装飾を施すといった行為である。

たとえば、橋梁の親柱に地域の名産品を乗せて名物としたり、トンネルの坑口に装飾のために絵を描く等の行為がそれにあたる。これらは、飽きられやすいばかりではなく、時には周囲の景観的魅力をも損ないかねない行為であり、まして公共施設本来の機能に何らの貢献もせず、いたずらにコスト増を招く結果となる。

見てもらふべきもの、アピールすべきものは美しい県土景観の姿そのものであり、安易な名物づくりという発想は慎まなければならない。

②県土の景観をより印象深く実感できるようにする



村山盆地に広がる山形市内の夕景。山岳や里山等の高台に展望空間を設けることにより、印象的な景観を眺められる。(西藏王公園)



路傍の空地等を利用し、地域の特徴的な景観を印象的に眺められる展望空間を創出することも可能である。(飯豊町)

③安易な名物づくり・装飾をやめる



従来からある橋梁の親柱に、周辺の自然的な景観にはなじまないマンガ的な飾りを載せている。



面壁に地域の特性を表すレリーフを設置することは、トンネルの機能に全く無関係で、必然性の感じられない装飾である。